

農林水産業・地域の活力創造プラン

平成25年12月10日

農林水産業・地域の活力創造本部

目 次

I	はじめに	2
II	基本的考え方	3
III	政策の展開方向	4
	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進	4
	2. 6次産業化等の推進	5
	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減	6
	4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設	6
	5. 農山漁村の活性化	7
	6. 林業の成長産業化	8
	7. 水産日本の復活	9
	8. 東日本大震災からの復旧・復興	9
	9. 農業の成長産業化に向けた農協の役割	10
IV	今後の進め方	11
V	具体的施策	13

I はじめに

我が国の農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増している。農業生産額が大きく減少する中で、基幹的農業従事者の平均年齢は、現在、66歳となっている。耕作放棄地は、この20年間で2倍に増え、今や滋賀県全体と同じ規模になっている。

これを克服し、本来の活力を取り戻すことは待ったなしの課題である。

こうした課題の解決に向けては、政府一体となった包括的な検討が必要であることから、農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、関係府省が連携し、内閣をあげて取り組むとの方針の下、幅広い政策分野にわたって必要となる施策を検討することを目的として、農林水産業・地域の活力創造本部を設置した。

当本部では、若者たちが希望の持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げ、その成果を国民全体で実感できるものとするため、以下の3点を基本として検討することとした。

- 1 農山漁村の有するポテンシャル（潜在力）を十分に引き出すことにより、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、我が国全体の成長に結びつけるとともに美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していくこと。
- 2 消費者の視点を大切にし、農林水産業者が経営マインド（経営感覚）を持って生産コストを削減し収益の向上に取り組む環境を創り上げること。
- 3 チャレンジする人を後押しするよう、規制や補助金などの現行の施策を総点検し、農業の自立を促進するものへと政策を抜本的に再構築すること。

上記を踏まえ、これまでの本部では、生産者等の関係者ヒアリングを行うとともに、6次産業化、輸出促進をはじめとする国内外の需要拡大等、農地中間管理機構の整備、林業・水産業の成長産業化、農山漁村の活性化、経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設等について具体的な検討課題として掲げ、議論を行ってきた。

本プランは、これらの課題についての検討の成果について、我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとしてとりまとめたものである。

Ⅱ 基本的考え方

我が国の農林水産業・農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに地域の経済を支えており、持続性に優れた生産装置である水田、世界に評価される和食、美しい農山漁村風景、世界有数の森林・海洋資源などすばらしい潜在力を有している。

世界の食市場の拡大、高齢化等に伴う新たな国内ニーズ、平成の農地改革による多様な主体の農業への参入など、農山漁村には新たな風が吹きつつあることから、これらの機会をとらまえ、その潜在力を活かし、次のような施策を大胆に展開していく。

経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める。併せて、農地の集約化等による生産コスト・流通コストの低減等を通じた所得の増加を進め、農林水産業の自立を図る観点から現行施策を見直す。これらを一体として進めることにより、農林水産業の産業としての競争力を強化する。

また、美しい棚田などの良好な景観を形成している農村が、構造改革が進む中でも多面的機能を維持・発揮できるようにする取組を進めるとともに、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。

これらの産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、①国内外の需要（需要フロンティア）の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築など収入増大の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの③生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村を、構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための④農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を進める。この4つの柱を軸に政策を再構築し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げる。これが第2次安倍内閣の農林水産行政の方針である。

その成果を国民全体で実感できるものとすべく、農林水産業の成長産業化を我が国全体の成長に結びつけるとともに、食料自給率・自給力の維持向上を図ることにより国民の食を守り、美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していく。

Ⅲ 政策の展開方向

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

世界の食市場は、アジアを中心に、今後10年間で340兆円から680兆円に倍増すると見込まれる。「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結びつけるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造する。

このため、世界の料理界での日本食材の活用推進、日本の「食文化・食産業」の海外展開、及び「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（平成25年8月29日公表。以下「国別・品目別輸出戦略」という。）に基づく日本の農林水産物・食品の輸出拡大を一体的に推進する（FBI戦略）。

また、国内需要についても、少子・高齢化やライフスタイルの変化等により国内マーケットの構造が変化していることから、消費者の視点を重視し、介護食品の開発・普及、薬用作物や加工・業務用野菜等の生産、地産地消、食育等を通じた新規需要の掘り起こしを行う。

これらの取組の前提として、食品の安全性向上と食料の安定供給からなる「食の安全」と、正確な情報伝達による「食品に対する消費者の信頼」を確保するための取組を推進する。特に、外食のメニュー表示を含む表示適正化に向け、政府一丸となって適切な対策を講じる。

<目標>

- 2020年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に倍増
- 学校給食での国産農林水産物の使用割合を2015年度までに80%に向上
- 今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量を5割増加

<展開する施策>

- ① FBI戦略による食文化・食産業のグローバル展開
- ② 学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
- ③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保

2. 6次産業化等の推進

農林漁業の成長産業化のためには、市場を意識し、消費者の需要に応じて農林水産物を生産・供給するとの発想（マーケットインの発想）による、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築が不可欠である。

このため、女性や若者を含めた多様な人材を活用し、農商工連携や医福食農連携等の6次産業化を進めることにより、農林水産物の付加価値向上を図る。また、農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進する。

さらに、異業種連携による他業種に蓄積された技術・知見の活用、ICTの活用、新たな品種や技術の開発・普及、知的財産の総合的な活用、生産・流通システムの高度化等により、農業にイノベーションを起こす。

これにより、農山漁村の有する潜在力を引き出し、新たな所得と雇用を生み出す。

<目標>

- 2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加
- 次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を5年間で3割削減
- 今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出
- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区で実現
- 2018年までに約100地区でバイオマス産業都市を構築

<展開する施策>

- ① 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、異分野融合研究の推進
- ② 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進
- ③ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
- ④ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入促進
- ⑤ 食品ロス削減の推進

3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。

このため、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積・集約化を推進する。

併せて、経済界の知識や知見も活用しながら、新しい発想で、生産性の向上や農業イノベーションにつながる取組を進めるとともに、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しすることによって、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。

これにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図る。

<目標>

- 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
- 今後10年間で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
- 今後10年間で、法人経営体数を5万法人に増加

<展開する施策>

- ① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
- ② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
- ③ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等
- ④ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設

経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度（多面的機能支払）の

創設、麦・大豆・飼料用米等の戦略作物の本作化による水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の改革の4つの改革を進める。これにより、構造改革に逆行する施策を一掃しつつ、政策を総動員することで経営感覚あふれる農業経営体の育成と、これらの農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備を図り、農業の構造改革を進め成長産業とするとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮、食料自給率・自給力の維持向上と食料安全保障の確立を図る。

また、毎年の施策の推進に当たっては、今回の改革の成果が着実に上がるよう、不断の見直しを行う。

＜展開する施策＞

「制度設計の全体像」（平成25年11月26日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙1）参照

5. 農山漁村の活性化

高齢化や人口減少の進展により集落機能が低下しつつある農山漁村の活性化を図るためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用して新たな需要を発掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることが重要である。

このため、福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において「交流」を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに、生活条件などの定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。また、地域活性化等に取り組んでいる優良事例を選定し全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る。

さらに、野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、関係府省が連携して対策を推進する。

これらにより、我が国固有の歴史・文化・伝統・自然を育んできた美しい農山漁村を次世代に継承する。

＜目標＞

関係省庁との連携プロジェクトを展開し、平成32年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加

＜展開する施策＞

- ① 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進
- ② 優良事例の横展開・ネットワーク化
- ③ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
- ④ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
- ⑤ 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進
- ⑥ 鳥獣被害対策の推進

6. 林業の成長産業化

人工林が本格的な利用期を迎える中で、豊富な森林資源を循環利用することが重要である。

新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現する。

また、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策を推進するとともに、多面的機能の維持・向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承する。

＜目標＞

- 2020年までに国産材の供給量を3,900万m³に増加（2009年：1,800万m³）
- 2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐等を実施

＜展開する施策＞

- ① C L T（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発・普及に向けた環境整備や公共建築物の木造化等による新たな木材需要の創出
- ② 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築
- ③ 適切な森林の整備・保全等を通じた森林の多面的機能の維持・向上

7. 水産日本の復活

水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得・経営力の向上を図るために、浜ごとの特性・資源状況を踏まえつつ、資源管理に取り組む。

また、世界人口の増加等による水産物需要の増大を背景に、消費・輸出の拡大を図るとともに、収益性の高い持続可能な漁業・養殖業を展開し、活力ある水産業・漁村を実現する。

これによって、かつては世界一を誇った日本の水産業を復活させる。

<目標>

- 2022年までに魚介類生産量（食用）を449万トン（2005年度水準）に向上（2012年：376万トン）
- 2020年までに国産水産物輸出額を3,500億円に倍増（2012年：1,700億円）
- 2022年までに魚介類消費量を29.5kg/人年（2010年度水準）に向上（2012年：28.4kg/人年）

<展開する施策>

- ① 各地の浜における生産体制強化・構造改革に向けた取組の支援
- ② 水産業の輸出体制強化に向けた戦略的な取組の推進
- ③ 浜と食卓の結びつきを強化し、国産水産物の生産・消費拡大を図る取組を支援

8. 東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災による被害を受けた東北を新たな食料供給基地として再生するとともに、創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる。

需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、生産現場の強化等を実現するため、本プランや成長戦略等に記載された各種施策についても、東北地方において積極的に取り組んでいく。

被災地以外においても、各地域が置かれた現状と課題を認識しながら、東北地方における取組で得られた知識・知見を積極的に共有していく。

＜目標＞

- 津波被災農地について、2013年度中の復旧を目指すとともに、被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進
- 漁港施設、海岸保全施設については、2015年度末までに復旧を概ね完了
- 海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を2020年度までに完了することを目指す
- 創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる

＜展開する施策＞

- ① 復興交付金等を活用した施策の推進
- ② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
- ③ 風評被害対策のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図るための取組を実施

9. 農業の成長産業化に向けた農協の役割

農業の成長産業化に向けて、6次産業化、農産物の輸出促進等に取り組んでいく上で、販売事業等を担う農協の果たすべき役割は極めて重要である。

農業者の所得の増加に向けて、全国レベル及び地方レベルにおいて経済界との連携を促進しつつ、農産物の販売力を抜本的に強化するなどの担い手支援機能を強化するとともに、6次産業化、農産物の輸出の促進等に主体的に取り組むための自己改革を促す。

また、少数の担い手組合員と多数の兼業組合員、正組合員を上回る准組合員といった制度発足時とは異なる状況となっていることを踏まえ、今後の農協の在り方、役割等について、その見直しに向けて検討する。

Ⅳ 今後の進め方

1. 食料・農業・農村基本計画の見直し

今後、本プランにおいて示された基本方向を踏まえ、食料・農業・農村基本法に基づき、10年程度先を見通して策定されている食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）の見直しに着手することとする。見直しに当たっては、将来のビジョンとして、担い手となる効率的かつ安定的な農業経営の姿を具体的に示すとともに、望ましい農業構造の姿を明らかにする。また、食料・農業・農村基本計画の見直しの検討状況については、当本部においてフォローアップを行うこととする。

2. 規制改革への取組

（１）今後の農業改革の方向について

農業委員会、農業生産法人及び農業協同組合の在り方等については、規制改革会議において取りまとめた「今後の農業改革の方向について」（別紙２）に基づき議論を深化させ、来年６月に向けて、具体的な農業改革の推進について結論を得る。

（２）「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について

『「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について』（別紙３）に掲げる所管省庁は、それぞれに記載する措置を着実に実施する。

3. 産業競争力会議における取組

産業競争力会議においては、企業ノウハウの活用や、６次産業化の推進、輸出促進といった付加価値・生産額の増加に向けた検討等を行う。また、これまでの産業競争力会議の議論を踏まえたフォローアップを行うとともに、規制改革会議と密接に連携し、諸課題について所要の検討を行う。

4. 本プランの改訂及びフォローアップ

上記 2 及び 3 の検討を踏まえて、必要に応じ、来年 6 月を目途に、「農林水産業・地域の活力創造本部」において、本プランの改訂を行うものとする。

今後とも、本プランで示した農林水産政策については、政府としてその進捗状況を的確にフォローアップしつつ、現場で実効あるものとなるよう地域の視点に立って、中長期的に計画的な農業経営の展開が可能となるよう制度の安定性に配慮しながら、必要な見直しを進めていくこととする。

V 具体的施策

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

① F B I 戦略による食文化・食産業のグローバル展開

「国別・品目別輸出戦略」に沿って、P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルを徹底しながら、F B I 戦略による食文化・食産業のグローバル展開を推進

(Made FROM Japan)

- ・ 世界の料理界とのコラボレーションにより、日本食材の活用を推進
- ・ 和食に関するシンポジウムの開催や、海外の料理学校や流通関係者等を活用した日本食材や日本食文化の普及

(Made BY Japan)

- ・ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）と株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の連携を推進
- ・ ジャパンブランド防衛のための共同監視体制を創設
- ・ グローバル人材を育成・確保、外国人が働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件を緩和、日本食の普及を行う人材を育成
- ・ 日本型食ビジネスのグローバル・スタンダードを形成
- ・ メディアや様々な外交機会の効果的活用等による日本の「食文化・食産業」の海外展開、経済協力（インフラ整備、人材育成等）と民間投資の連携によるバリューチェーン構築を支援
- ・ 在外公館も活用し日本産酒類を含む日本食文化の魅力を発信

(Made IN Japan)

- ・ 「国別・品目別輸出戦略」に沿いながら、以下の施策を推進
- ・ 海外における見本市への出展や商談会の開催など、農林水産省と J E T R O や経済産業省をはじめとした関係府省が連携して輸出を推進
- ・ 品目別マーケティング団体の育成等の国家的マーケティング体制を整

備、事業者サポート体制を強化

- ・ 輸出検疫の情報提供・利便性向上、検疫協議の戦略的な実施、輸出対応型施設の整備の促進により日本の農林水産物・食品の輸出を促進
- ・ 原発事故に伴う諸外国の輸入規制措置について、科学的根拠に基づき緩和及び撤廃を行うよう粘り強く働きかけを行うなど、日本産品に対する輸入規制解除に向けた取組を実施
- ・ 農産物・食品の輸出促進に向け、商工業の技術ノウハウ等を活用する農商工連携（ＩＴを活用した農業経営システムの高度化を含む）を通じ、農業生産・加工・流通・販売システムの構築と海外市場におけるブランド構築を支援
- ・ アジアへの農林水産物の輸出の促進に資する沖縄における国際物流拠点産業集積地域の活用を推進

② 学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及

- ・ 学校給食における国産食材の安定的な生産・供給体制の構築を推進
- ・ 栄養教諭を中心に地域と連携した食育推進体制の充実など、学校給食等における地産地消や食育を推進
- ・ 地域で生産・製造される国産農林水産物の消費拡大を図る商品開発、販路開拓、人材育成等を支援
- ・ 食育推進リーダーの育成等による地域における日本型食生活等の普及を促進、各年代の国民に対する教育ファームの活用を推進
- ・ 介護食品に対する理解の醸成と適切な提供システムの構築を図るため、介護食品の普及等の課題について具体的な方策を議論、日本食と健康に関する学術的・科学的知見の蓄積・普及を通じた医福食農連携を推進
- ・ 付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のため、科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策を検討
- ・ 漢方薬の原料である薬用作物について、栽培技術の確立、農業機械の改良等の産地化に必要な取組を支援
- ・ カット野菜や冷凍野菜等の需要が拡大している加工・業務用野菜について低コスト・省力化生産、流通の改善を図り、産地の構造改革を推進

③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保

- ・ 生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生

産資材の安全を確保

- ・ 家畜の伝染性疾病や農作物の病虫害の侵入・まん延を防止
- ・ 食品表示等のルール of 明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導体制の強化
- ・ 食品表示法の施行に向けた「食品表示基準」の策定、適切な執行
- ・ 輸出促進に向けた輸出検疫の情報提供・利便性向上、検疫協議の戦略的な実施、輸出に取り組む事業者等に対するGLOBAL G.A.P. の取得支援、HACCPに取り組む食品事業者に対する支援を推進

2. 6次産業化等の推進

① 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、異分野融合研究の推進

- ・ 6次産業化を推進するための農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）等を本格的に展開
- ・ 農林漁業者と多様な事業者との連携の下で、農商工連携、医福食農連携、都市と農山漁村の共生・対流等による6次産業化を推進
- ・ 農林水産物等の地域の資源と地域金融機関の資金を活用し、自治体が核となって業を起こし、地域の雇用創出と地域からの経済成長を図る「地域経済イノベーションサイクル」を全国に展開
- ・ 農山漁村等の地域資源を活用した地域の関係者が連携して行う新たなビジネス戦略の構築や中小企業者が行う新商品・新サービスの開発を支援
- ・ 消費地に近いという立地を活かして多彩で新鮮な農産物を供給する都市農業を振興
- ・ 医薬や理工等の異分野との連携・融合が有効な研究を実施し、事業化が有望な研究成果を創出

② 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進

- ・ ロボット技術やICTを活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業（スマート農業）を実現するため、スマート農業の将来像や実現に向けたロードマップ、ロボット技術の安全性確保策等を研究会を設置して検討するとともに、高度な栽培技術を形式知化し、生産管理や営

農指導等ができるシステムの開発を推進

- ・ 産学の英知を結集した革新的な技術体系の実証研究を推進
- ・ クラウドを活用して食品や購買行動にかかる有益な情報を伝達する汎用性の高いシステムを構築することにより、これらの情報を利活用した生産者・食品事業者の新たな事業機会を創出
- ・ 大規模に集約された施設園芸クラスターの形成を目指し、エネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点を整備

③ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用

- ・ 我が国の強みである技術力を活かした新たな品種や技術の開発・普及を進め、かつ知的財産を総合的に活用することにより、日本各地で品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を実需者等と連携して生み出せるよう、品目別の基本方針を策定し、取組を推進

④ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 平成25年11月に成立した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく措置等により、優良農地等の確保を図りつつ、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を推進
- ・ バイオマス産業都市の構築を推進
- ・ 食品循環資源のメタン化による地域分散型エネルギーの創出とこれに伴う消化液、余熱等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループを推進
- ・ 発電導入に係る調査設計や技術力向上のための取組への支援により、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進
- ・ 農村地域を含め国内の再生可能エネルギーの一層の拡大を図るため、地中熱や太陽熱など再生可能エネルギー由来の熱供給設備の導入を支援

⑤ 食品ロス削減の推進

- ・ 食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組んでいくため、関係省庁

が連携し、官民をあげた食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開

3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等

- ・ 農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構を整備し、適切に制度を運用
- ・ 耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図るため、農地法に基づく遊休農地解消のための措置の大幅な改善・簡素化や農地として再利用する場合の支援等を実施
- ・ 国家戦略特区において農業委員会と市町村の事務分担に関する特例措置を創設

② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）

- ・ 法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立のための支援を実施
- ・ 経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育に対する支援を実施
- ・ 経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対する支援を実施
- ・ 日本政策金融公庫の融資制度、農業法人投資円滑化法に基づく農業法人への出資支援の強化等の担い手に対する金融支援を実施
- ・ 担い手の農業経営全体に着目した収入保険制度の導入に向けた調査・検討を実施
- ・ 国家戦略特区において農業生産法人の6次産業化推進のための要件（役員の農作業従事要件）の緩和及び商工業とともに行う農業への信用保証制度の適用を実施

③ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等

- ・ 農業の生産性向上、担い手への農地集積・集約化を推進するため、農

- 地の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備を推進
- 農村地域の防災・減災の観点に立って、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、洪水被害防止対策等を推進

④ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

- 担い手ニーズや地域の条件に応じた省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入を推進
- 農業機械や肥料・農薬・飼料等の生産資材コスト低減に向けた取組等を推進
- 低コスト・効率的な生産技術体系を確立するなど、先進農業者と民間企業等の経済界の連携による新たな先端モデル農業の確立に向けた取組等を支援

5. 農山漁村の活性化

① 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進

- 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を、制度化も視野に推進（子ども農山漁村交流プロジェクト）
- 障害者や高齢者のための福祉農園の整備を推進（「農」と福祉の連携プロジェクト）
- 農山漁村の空き家・廃校・耕作放棄地等の地域資源を活用した交流等を推進（空き家・廃校活用交流プロジェクト）
- 住民参加の下での交流農園や農林産物直売所等の整備を推進（「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト）
- 地域の資源を活用した「売れる」旅行商品を開発するとともに、継続して観光地域づくりに取り組む地域の担い手を育成し、自立的経営へ誘導することにより、農山漁村における観光地域づくりをビジネスにつなげる取組を支援
- 観光圏の整備等を通じ、観光客が従来の名所旧跡に加え、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光を実

現

- 今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めたグリーン・ツーリズムを推進
- 地域の自然観光資源を解説するガイド等の人材の育成やプログラムづくり等を通して地域のエコツーリズムの取組を支援するとともに、国立公園において地域と一体となったエコツーリズムの取組を推進
- 国家戦略特区を活用し、農家レストランを農用地区域内に設置

② 優良事例の横展開・ネットワーク化

- 自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図るとともに、地域リーダーのネットワークの強化を推進

③ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興

- 消費地に近いという立地を活かして多彩で新鮮な農産物を供給する都市農業を振興
- 緑や農業体験の場の提供、都市における防災空間の確保等のニーズを踏まえ、関係府省が連携して都市農業・都市農地の多様な機能の維持・増進の取組を実施

④ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化

- 歴史や伝統ある棚田や疏水等の美しい農村景観等を保全・復元・継承
- 美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について検討
- 農山村地域における生物多様性の効果的な保全に向け、生物多様性保全上重要な里地里山を明らかにし、地域主体による里地里山保全の取組への支援を検討

⑤ 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進

- ・ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、高齢化、人口減少により低迷しつつある地域の共同活動を支援するとともに、地域全体で担い手を支える体制を拡充・強化することで、地域コミュニティを活性化
- ・ 集落機能が低下している過疎地域や農山漁村地域等の集落において、地域住民が主体的に行う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援することにより集落の再生、地域活性化を推進
- ・ 「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」を関係府省が連携して取組を推進
- ・ 商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩ける範囲に集めた「小さな拠点」づくりと、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進。さらに、過疎地域等において廃校舎等の既存公共施設を再編改修し、「小さな拠点」関連施設として活用することを支援
- ・ 多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援
- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、民間とも協働して家事援助、配食、食材配達など多様な主体による生活支援サービスの充実を推進
- ・ 生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、生活困窮者の就労の受皿として農業を活用

⑥ 鳥獣被害対策の推進

- ・ 野生鳥獣の有害捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進するなど、鳥獣被害防止特措法に基づく地域ぐるみの取組を推進
- ・ 農林業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣の捕獲目標を設定し捕獲の強化を図るなど、農林水産業における鳥獣被害防止及び鳥獣保護管理に係る府省の連携により一層効果的な対策を推進

6. 林業の成長産業化

① C L T（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発・普及に向けた環境整備や公共建築物の木造化等による新たな木材需要の創出

- ・ C L Tや中高層建築・防火地域等でも使用可能な耐火部材の開発・普及、公共建築物の木造化の支援等による木材利用、地域材等を活用した木造住宅の整備を推進
- ・ C L Tを用いた建築物の建設が円滑に進むよう、平成25～27年度にかけて、C L Tを用いた建築物の一般的な設計法を確立するための研究開発を実施
- ・ 木造3階建ての学校等に関する建築基準について、平成23～25年度に実大火災実験等による木造建築物の耐火性能等の研究を実施。研究の成果を踏まえ、法令改正による必要な規制の見直しを実施
- ・ 木造住宅の主な担い手である大工技能者の減少及び高齢化に対応する人材育成や技術力向上、中高層木造建築物の担い手の育成に資する取組への支援
- ・ 林地残材等の資源を活用した木質バイオマスの効率的な供給体制の構築及び木質バイオマス関連施設の整備等により、地域材の利用を促進
- ・ 木材製品等の輸出を促進

② 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築

- ・ 森林所有者等の原木供給サイドが連携して製材業者等との協定を締結することにより、国産材の安定的・効率的な供給体制を構築
- ・ 森林施業の効率的な実施のため、森林所有者情報の共有・活用、森林境界の測量への支援、地籍整備の積極的な推進等により、森林所有者・境界の明確化を推進
- ・ 施業集約化の加速化、地域の実情に応じた路網整備、高性能林業機械の導入やストックヤード等の整備、新たな架線系機械の開発を推進
- ・ 人材の確保・育成等を推進

③ 適切な森林の整備・保全等を通じた森林の多面的機能の維持・向上

森林吸収源対策に資する以下の施策を推進

- ・ 適切な森林の整備・保全を推進
- ・ 鳥獣被害対策の強化、災害に強い森林づくり等を通じて「緑の国土強靱化」を推進
- ・ 地域住民等による日常的な森林管理活動を推進

7. 水産日本の復活

① 各地の浜における生産体制強化・構造改革に向けた取組の支援

- ・ 各浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の作成を支援
- ・ 計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者を対象にした収入安定対策と燃油等の価格高騰対策を組み合わせた「資源管理・漁業経営安定対策」を実施
- ・ 漁業の構造改革（省エネ・沿岸漁業の協業化の推進等）を推進

② 水産業の輸出体制強化に向けた戦略的な取組の推進

- ・ 「国別・品目別輸出戦略」に沿った輸出促進に向けた取組への支援、輸出先国のHACCP基準等を満たすための水産加工施設の改修支援、高度衛生管理型漁港の整備を推進

③ 浜と食卓の結びつきを強化し、国産水産物の生産・消費拡大を図る取組を支援

- ・ 「ファストフィッシュ」商品の選定など、水産物の消費拡大の取組を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクトを展開
- ・ 販売ニーズや産地情報を共有するとともに、消費者ニーズを的確に捉えた商品開発を推進

8. 東日本大震災からの復旧・復興

① 復興交付金等を活用した施策の推進

- ・ 復旧・復興を契機とした担い手への農地集積、農地復旧や除塩等と合わせた農地の大区画化や宅地の高台への集団移転や帰還促進と連携した農地整備を推進
- ・ 被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況を踏まえながら、津波に対する防災機能も考慮した復旧・再生を推進
- ・ 住宅と工場が混在していた地域における水産加工団地の集約を推進
- ・ 水産物の流通拠点漁港を対象とした高度衛生管理に対応した荷さばき所等を整備するとともに、福島県の漁業の早期再開に向けた取組を支援
- ・ 大型機械を利用する乾田直播等によるコスト削減、イチゴ栽培における病害防除のための紫外光蛍光灯照射など先端的な農林水産技術の実証を実施

② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進

- ・ 地域の先駆的な取組を加速化するモデル事業を実施
- ・ 人材派遣や民間投資を促進するためのプラットフォームを構築
- ・ 復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立

③ 風評被害対策のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図るための取組を実施

- 以下の取組により、風評被害対策を推進
- ・ 福島県をはじめとした被災地産農林水産物・食品について、正確でわかりやすい情報発信や丁寧な説明を行うことにより消費者の信頼を確保
 - ・ 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売促進フェアの開催促進や社員食堂等での利用の働きかけ、福島県産の農産物等をPRする「福島産業復興フェア」の随時開催や国際会議・展示会でのブース設置等により経済界や消費者に対して積極的な消費拡大を促進

（別紙１）制度設計の全体像（H25.11.26 本部決定）

（別紙２）今後の農業改革の方向について（H25.11.27 規制改革会議）

（別紙３）「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について（H25.11.27 規制改革会議）

制度設計の全体像

1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置（30年産から廃止）とする。

2. 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結）を支援。
- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払 [※]
田（都府県/道）	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑（都府県/道）	2,000円/1,000円	1,440円/ 480円
草地（都府県/道）	250円/ 130円	240円/ 120円

※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

3. 経営所得安定対策

- (1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
 - 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
 - なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。
 - 単価については、別表（P. 27）のとおり。
- (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）
 - 農業者抛出に基づくセーフティネットとして、実施する。
 - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。

- なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費分相当の5割を交付する（この場合、農業者の拠出は求めない。）。
- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
（飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。（別図（P. 27）参照））
 - 地域の裁量で活用可能な交付金（産地交付金（仮称））により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
（飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約（3年間）の取組に対し、1.2万円/10aを交付。）
- ※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。
- ※2 そば・なたねについては、産地交付金（仮称）からの交付に変更することとする。

5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

(別 表) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の交付単価

1. 数量払

区 分	見直し後の 平均交付単価	現行の 平均交付単価
小麦	6,320円/60kg (▲ 40円)	6,360円/60kg
二条大麦	5,130円/50kg (▲ 200円)	5,330円/50kg
六条大麦	5,490円/50kg (▲ 20円)	5,510円/50kg
はだか麦	7,380円/60kg (▲ 240円)	7,620円/60kg
大豆	11,660円/60kg (+ 350円)	11,310円/60kg
てん菜	7,260円/ t (+ 850円)	6,410円/ t
でん粉原料用 ばれいしょ	12,840円/ t (+ 1,240円)	11,600円/ t
そば	13,030円/45kg (▲ 2,170円)	15,200円/45kg
なたね	9,640円/60kg (+ 1,170円)	8,470円/60kg

注1:()内は、現行単価との差

注2:てん菜の基準糖度は、16.3度とする。(現行は、17.1度)

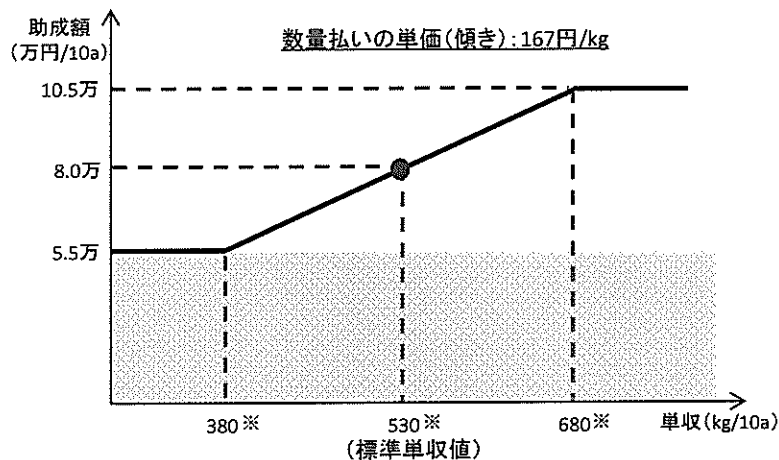
注3:でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%とする。(現行は、18.0%)

注4:見直し後の品質区分別単価は、現行の品質区分別単価に上記の現行単価との差額を加えた額。

2. 営農継続支払

2万円/10a (そばについては、1.3万円/10aとする。)

(別 図)



・数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とする。

・※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、当該地域に応じた単収(配分単収)を適用するものとする。

今後の農業改革の方向について

平成 25 年 11 月 27 日
規 制 改 革 会 議

農業者の高齢化やそのリタイアに伴い受け手を必要とする農地が急増することが予想される一方、次代の後継者が見つからない地域が散見され、また耕作放棄地が増加するなど農業を巡る環境は極めて深刻である。こうした中にあっても、我が国農業は、担い手への農地集積・集約等を通じて農業生産性を飛躍的に拡大させ、本来有するはずの国際競争力を活かしていかなければならないという構造的課題を抱えている。

このような課題を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が、地域や市町村の範囲を越えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要がある。

このため、強みを引き上げ、弱みを克服する非連続的な施策を導入し、平成 21 年改正農地法附則第 19 条第 5 項における 5 年後を目途とした検討の中で、まずは以下の事項を中心として、早急に農業改革に取り組むべきである。

この他、農業・林業・水産業において、チャレンジする人を後押しし、これらに従事する者が誇りを持てる強い農林水産業を実現するため、現在の規制・制度について、不断の検討、見直しを進めるべきである。

1 農業委員会

農地の権利移動の調整機能を担ってきた農業委員会については、農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、その在り方を見直す時期に来ている。

既存農業者や新規就農者、広域的な事業展開を図る農業者といった多様な担い手の活動を適切に確保する観点から、これらの者に対して、公平かつ迅速に対応することが求められる。

同時に、耕作放棄地が増加している現状や、今後、域外参入者や農外企業を含め多様な担い手の参入が予想されることを踏まえ、農業委員会が持つ地域の農地に関する知見を有効に活用しながら、農地の保全について取組を一層強化する必要がある。

このため、農地の権利移動に係る許可や農地転用に係る意見具申、農地の適正利用の監視・監督に係る措置といった農業委員会の業務における重点の見直しを図るとともに、委員の構成や選挙・選任方法、事務局体制の整備等についての見直しを図るべきである。

2 農業生産法人

生産性の飛躍的向上や国際競争力の強化が求められていること等を背景に、多様な経営資源を有する法人が、農業の有力な担い手としてその役割を果たすことが期待されている。

特に、現行の農業生産法人の要件については、事業規模拡大に十分に対応できるか、農業者の資金調達手段を狭めていないか、その制度が現場に携わる者にとって簡素で分かりやすいものになっているか等の観点から、所要の改善を図ることが求められる。

このため、農業生産法人が、地域の農業に貢献しつつ、意欲的な事業展開ができるよう、企業の農地所有に係る農業関係者の懸念にも配慮しながら、現行の要件の見直しを図るべきである。

3 農業協同組合

農業者の組織として活動してきた農業協同組合は、少数の担い手組合員と多数の兼業組合員、准組合員・非農業者の増加、信用事業の拡大等の状況が見られるなど農業協同組合法（以下「農協法」という。）の制定当時に想定された姿とは大きく異なる形態に変容を遂げてきた。

こうした状況を踏まえれば、「農業者」に最大限の奉仕をする組合組織という農協法の理念を改めて想起し、組合員・准組合員等の多様な関係者の調整を図るとともに、農業者の生産力の増進や市場の開拓に係る取組、地域の独自性を発揮する組織の取組などを強化する必要がある。

このため、それぞれの組合が個々の農業者の所得増大に傾注できるよう、コンプライアンスの充実など組織運営のガバナンスについての見直しを図るとともに、行政的役割の負担軽減や他の団体とのイコール・フッティングを促進するなど、農政における農業協同組合の位置付け、事業・組織の在り方、今後の役割などについて見直しを図るべきである。

4 その他農業諸団体

農業協同組合のほか、その他の農業諸団体についても、今後の農政の在り方に対応して、それぞれの役割を再検討し、見直しを図るべきである。

以上

「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について

(別紙3)

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	所管省庁
1	中国向け輸出水産物に係る手続きの円滑化(衛生証明書発行機関の変更)	現行の国内4検査機関から、行政機関での衛生証明書の発行を可能とする。	平成26年1月1日より、地方自治体を含む行政機関において衛生証明書の発行を開始する。	厚生労働省
2	梅酒の表示の適正化	梅酒の区分表示について、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とし、その他は梅酒と表示すること。	業界団体における、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とすることなどを内容とする自主基準の策定の取組に対し、必要な助言を行う。	財務省
3	大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び基準強度等に係る告示の整備	CLT(※)を一般的な建築資材として広く利用するため、JAS規格及び基準強度等に係る告示の整備をすること。(※)CLT: ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル	農林水産省にてJAS規格を平成25年内に制定予定。 国土交通省にて基準強度を含むCLTを用いた建築物の一般的な設計法を平成25年度から平成27年度にかけて検討し、結論を得次第措置する予定。農林水産省においても強度データ収集等に協力。	国土交通省 農林水産省
4	付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認	人間の健康にとって機能性の高い成分を含んだ農畜産物について、その機能性を表示できる仕組みを早急に構築すること。	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成25年度中に検討を開始し、平成26年度中に結論を得た上で実施する。	消費者庁 厚生労働省 農林水産省
5	働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和	在留資格「特定活動」の該当例に調理師を加え、入国管理上における一定の条件を整えた留学生については、卒業と同時に在留資格「留学」から「特定活動」への変更を可能とし、一定の期間日本国内で料理業務に従事(就労)することを可能とすること。	農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、平成25年内に方針の策定を目指す。	農林水産省 法務省 厚生労働省
6	多様化する農業法人での雇用労働への対応	農業に従事しつつ製造・加工・販売等にも従事する従業員の労働基準法上の取扱について明確にしたガイドライン等を作成すること。	農林水産省と連携し、農業における6次産業化の実態把握に努め、具体的な対応の必要性について農林水産省と検討し、その有無につき平成25年度中を目途に結論を出す。	厚生労働省
7	食品加工・輸出手続きの円滑化(食品衛生管理者の資格取得の円滑化)	食品衛生管理者資格認定講習会について、講習会の受講機会の増加や、内容の簡素化等により、受講者の負担の軽減が図られるようにすること。	食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、一般共通科目については全国3カ所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、調整でき次第速やかに実施する。	厚生労働省

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	所管省庁
8	小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化	慣行水利権が設定された水路への小水力発電の設置について、許可水利権が設定された水路における従属発電と同様の手続で新規の発電水利権が得られるよう、手続の簡素化を行うこと。	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の水利使用手続について、以下の措置を行う。 ①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。 上記について、平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」の通り、平成25年度検討・結論、結論を得次第措置する。	国土交通省
9	小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和	小水力発電施設の設置のために必要なダム水路主任技術者の選任について、農業水利施設を活用した小水力発電を活用するため選任要件の緩和を行うこと。	土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合のダム水路主任技術者の選任不要化について、関係省庁等よりヒアリング・データ収集等を行い、現在検討しているところ。電力安全小委員会での審議を経て、平成25年度中に結論を得、必要に応じて速やかに告示改正等の所要の手続きを行う。	経済産業省
10	食料品アクセス環境の改善	買物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売が円滑に実施できるよう、申請書の統一や取扱要領の見直しを行うこと。	買物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売にかかる許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について平成25年度中に検討し、技術的助言として示しているガイドラインの改訂及び申請書様式について平成26年中に措置する。	厚生労働省
11	無人ヘリコプターの重量規制の緩和	航空機製造事業法で定められる無人機については総重量100kg以上のものが規制されるが、その重量を欧州並みの150kgに引き上げるべき。	航空機製造事業法上の無人機の重量について、平成25年度中に見直す方向で検討する。	経済産業省
12	外国人技能実習制度の見直し	技能実習期間(1号及び2号、合計3年)が終了し、一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけるため、更に2年程度の技能実習を可能とする制度を創設するべき。	法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」において、制度適正化のための施策とともに、管理が優良な事業者及び一定の要件を満たす優秀な実習生に限り再技能実習を認める等の施策について、国際協力に資する観点から検討し、平成26年内に結論を得る。	法務省 厚生労働省